



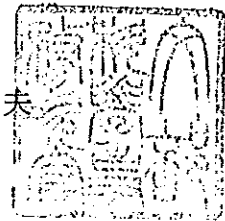
28文科初第1854号  
平成29年3月31日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項  
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長  
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長  
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長

殿

文部科学事務次官

戸 谷 一 夫



(印影印刷)

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務  
教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を  
改正する法律等の施行について（通知）

このたび、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）」（以下「改正法」という。）が、本年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、子供をめぐる教育課題が複雑化・困難化する中、学校の指導・運営体制を強化するとともに、地域住民との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、学校の機能強化を一体的に推進することが重要であることから、公立義務教育諸学校の教職員定数の標準を改正するとともに、義務教育諸学校等の事務職員の職務内容を改めるほか、共同学校事務室の規定の整備、学校運営協議会の設置の努力義務化、地域学校協働活動の実施体制の整備等の措置を講ずるものです。

また、本法改正を踏まえ、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第128号）」（以下「改正令」という。）、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第21号）」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成29年文部科学省令第23号）」及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正（平成29年3月31日）」（以下「大臣の定め」という。）がそれぞれ平成29年4月1日に施行されます。

改正法等の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会、学校、学校法人に対して、国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法等は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

## 記

### 第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（改正法第1条）、同法施行令の一部改正（改正令第1条）及び大臣の定めの一部改正

#### 1 改正の概要

- ① 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等の数の標準の改正

ア 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の児童又は生徒の数に応じた算定基準を新設すること。（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「義務標準法」という。）新第7条第1項第4号関係）

イ 障害に応じた特別の指導であって政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）13人につき教員1人をそれぞれ算定する基準を新設すること。（義務標準法新第7条第1項第5号関係）

政令で定める特別の指導については、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために障害に応じて行われる指導であって、平成5年文部省告示第7号（学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める

において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として、都道府県立の義務教育諸学校に配置される教職員の給与及び報酬等に要する経費を国庫負担の対象に加えるものとする。こと。（義務教育費国庫負担法新第2条第3号関係）

- ② この法律による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成29年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成28年度以前の年度に係る経費につき平成29年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によるものとする。こと。（改正法附則第3条関係）

## 2 留意事項

- ① 今回の改正は、不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し教育を実施する学校（以下「特例校」という。）及び夜間その他特別の時間において授業を行う学校（以下「夜間中学等」という。）における指導を希望する者が、都道府県内の様々な地域に居住していることなどから、都道府県単位でもこれらの者の受け入れ体制の整備が図られるよう、国庫負担の対象を追加したものである。都道府県教育委員会においては、今回の改正を踏まえ、これらの学校の市区町村による設置の促進に加え、都道府県による設置について積極的な検討が望まれること。
- ② 特例校及び夜間中学等における教育については、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「教育機会確保法」という。）に定める基本理念、同法に基づく基本指針及び関係通知等を踏まえて実施すること。
- ③ 特例校を設置するためには、教育課程の編成に係る文部科学大臣の指定を受ける必要があること（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第56条及び「不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項」（平成17年7月6日文部科学大臣決定（最終改正平成28年5月25日）参照）。なお、当該教育課程を分校、分教室において実施することも可能であること。
- ④ 夜間中学等については、各都道府県に少なくとも一か所は設置されるよう、都道府県教育委員会は、教育機会確保法の内容を踏まえつつ、夜間中学等を自ら設置することや、域内の市（指定都市を含む。）区町村教育委員会による設置に向けての協議を都道府県教育委員会が主導して実施することなど、必要な措置を講ずるよう努めること。

## 第三 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（改正法第3条）

### 1 改正の概要

事務職員の職務について、事務をつかさどるものとする。 (学校教育法新第37条第14項関係、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第15項関係)

## 2 留意事項

今回の改正は、教育指導面や保護者対応等により学校組織マネジメントの中核となる校長、教頭等の負担が増加するなどの状況にあつて、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものである。

(なお、今回の改正により、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、共同学校事務室の仕組みの活用等も含めて業務の効率化を進めるとともに、新たな職務を踏まえ、資質、能力と意欲のある事務職員の採用、研修等を通じた育成に一層努めること。)

また、学校教育法第37条第14項は同法第28条、第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項、第82条、第114条及び第123条において準用されており、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の事務職員の職務についても、本改正の対象となっていること。

## 第四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正 (改正法第4条)、同法律施行令の一部改正 (改正令第3条) 並びに同法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令

### (1) 共同学校事務室

#### 1 改正の概要

- ① 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務 (学校教育法第37条第14項の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。) を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれかの学校に、共同学校事務室を置くことができることとする。 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (以下「地教行法」という。) 新第47条の5第1項関係)

また、「共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるもの」とは、教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務、教職員の給

①

②

与及び旅費の支給に関する事務、<sup>③</sup> その他共同学校事務室において共同処理することが効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定めるものであること。（地教行法施行令新第7条の2関係）

- ② 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとする。こと。（地教行法新第47条の5第2項及び第3項関係）
- ③ 共同学校事務室の室長及び職員は、①による指定を受けた学校であって、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てるものとすること。（地教行法新第47条の5第4項関係）
- ④ ②及び③のほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項として、地教行法施行令において、市町村の教育委員会が、県費負担教職員を共同学校事務室の室長又は室員に充てようとする場合には、その任命権者である都道府県教育委員会の同意を得なければならないこととしたこと。（地教行法施行令新第7条の3関係）

## 2 留意事項

- ① 学校事務の共同実施は、現在でも各教育委員会における自主的な運用として行われており、ミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化、事務職員の職務遂行能力の向上等の効果が見られるところであるが、実施に当たっての権限・責任関係が明確でない、共同実施を行う業務の範囲が曖昧であるといった課題がある。  
この度の共同学校事務室（以下「事務室」という。）の制度化により、事務の共同処理の実施に係る責任・権限関係の明確化、共同学校事務室でのOJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる効果的な実施や事務体制の強化が期待されること。
- ② 事務室の設置に当たっては、事務室を置く学校及び事務の共同処理を行う学校名、共同処理を行う事務の具体的内容及び範囲等について、教育委員会規則で定めること。
- ③ 事務室の室長及び職員は、事務の共同処理を行う学校の事務職員をもって充てることとしており、学校の事務職員として任用されていることを前提としたものであること。具体の発令方法については、事務室を設置する教育委員会の規則等に基づいて行うこと。
- ④ 第47条の5第1項「事務職員がつかさどる事務その他の事務」とは、事務職員が処理することとされている事務のほか、例えば、事務の共同処理の対象となる学校の校長等に、地方自治法第180条の2の規定等により委任されている予算執行事務等の校務が含まれること。このため、校務以外の事務を事務室の事務とすることは想定されないこと。
- ⑤ 第47条の5第4項「室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるとき」とは、例えば、事務室を設置して事務の共同処理を行う学校の事務職員に経験の浅い職員しかおらず、適任者がいない場合などが考えられること。このような場合には、例えば、事務室が置かれる学校の校長が室長を兼ねることなどを想定していること。

- ⑥ 事務室の室長は、事務の共同処理を行う際に、各学校の意向を踏まえらるよう、各学校の校長等と連携を図ること。また、教育委員会も、事務室及び各学校の校長等との連携を図り、適宜必要な支援を行うこと。

## (2) 学校運営協議会

### 1 改正の概要

- ① 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないものとする。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができることとする。 (地教行法新第47条の6第1項関係)
- また、この「文部科学省令で定める場合」については、小中一貫教育・中高一貫教育を施す場合、その他複数の学校について学校運営協議会が一体として協議を行うことが当該学校の運営の改善に資するなど教育委員会が必要と認めた場合を規定していること。 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令関係)
- ② 学校運営協議会の委員に地域学校協働活動推進員 (第五の1の②) その他の対象学校 (当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。) の運営に資する活動を行う者を加えるものとする。 (地教行法新第47条の6第2項関係)
- ③ 対象学校の校長は、②の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができることとする。 (地教行法新第47条の6第3項関係)
- ④ 学校運営協議会は、対象学校の教育課程の編成等についての基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。 (地教行法新第47条の6第5項関係)
- ⑤ 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができることとする。 (地教行法新第47条の6第7項関係)
- ⑥ 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないものとする。 (地教行法新第47条の6第9項関係)
- ⑦ 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定の施行の状況、学校教育を取